平成２６年（フ）第１３５８号
札幌市中央区南18条西12丁目３番16号　第一ＫＳビル201号
債務者　下國　美幸（旧姓黒瀧）
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３７１号
札幌市白石区北郷１条８丁目12番14号　コーポ北郷201号
債務者　阿部　和雅
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５４７号
札幌市中央区南９条西12丁目１番10―604号
債務者　山口　英之
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５９３号
札幌市手稲区前田４条６丁目２番２―501号
債務者　茂木　友佳（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５９９号
札幌市白石区栄通18丁目９番11号　第２谷藤マンション８号
債務者　一守　大河
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６１７号
札幌市厚別区青葉町３丁目２番２―303号
債務者　吉川　純子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６２７号
札幌市白石区北郷４条９丁目１番25号　第１日野サルーン６号
債務者　古川　良子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６８０号
札幌市北区新川西３条２丁目１番５号　ほほえみの郷211号
債務者　木村　信一
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５２号
山形県酒田市東大町２丁目２番地の14　あやめハイツ２―202号
債務者　高橋　桂子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第６４号
群馬県高崎市箕郷町上芝483番地９
債務者　関口　洋子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３２号
埼玉県秩父市大滝861番地
債務者　根津　泰子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
千葉県東金市関内292番地６
債務者　中嵜　峰男
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２４５号
神奈川県座間市緑ケ丘５丁目２番３号　ディアスＫ101号
債務者　野間　　龍
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第７０１号
堺市中区福田577番地２　ファミールタカゼンW301号
債務者　笠川　春樹
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７０２号
堺市中区福田577番地２　ファミールタカゼンW301号
債務者　笠川　桂子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７１８号
堺市中区新家町493番地11
債務者　岡田　桃子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
北海道岩見沢市大和１条８丁目１番地　医療法人恵仁会空知病院内、住民票上の住所北海道岩見沢市南町３条１丁目５番１号
債務者　桝谷　正雄
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第２００号
香川県高松市屋島西町2325番地17　ビューフォート屋島１―Ｇ
債務者　八朝　　透
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係